



# 肥料価格高騰対策のごあんない



肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



## 支援の対象となる農家

令和3年度に販売実績がある農業者が対象です。

## 支援の対象となる肥料

春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)

秋肥(令和4年6月～10月に注文)

支援の対象となる肥料は、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(昨年の秋肥と本年の春肥として使用する肥料)が対象です。

## 支援の内容

前年から増加した肥料費に対し国が70%、県が15%を支援する他、市が7.5%の上乗せ支援をします。

## 申請に必要なもの

- 1 春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)、秋肥(令和4年6月～10月に注文)の注文票、請求書、領収書のいずれかが必要です。  
上記書類は購入した肥料の種類、数量、購入費、購入者の氏名、販売店名、日付が確認できるものに限りです。
- 2 化学肥料低減計画書 ※お持ちでない方は、受付会場でお渡しします。  
2年間で化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組む必要があります。
- 3 支援金の振込口座の通帳
- 4 令和3年分の販売実績を証明できるもの  
※令和3年分の販売伝票等、または確定申告書、市税の申告書類の控え
- 5 「市税等の滞納のない証明」 ※市補助(7.5%)を申請する場合